

## 食品安全委員会（第900回会合）議事概要

日 時:令和5年5月30日(火) 14:00~14:57  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:山本委員長ほか6名出席  
傍聴者:10名

### (1) 令和5年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

→厚生労働省から説明

厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

### (2) 令和5年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

→農林水産省から説明

農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

### (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 4品目  
イソピラザム  
プロシミドン  
フロニカミド  
ポリオキシシンド亜鉛塩
- ・農薬及び動物用医薬品 1品目  
フェニトロチオン
- ・遺伝子組換え食品等 1品目  
JPAo011株を利用して生産されたホスホリパーゼ
  
- ・農薬 4品目  
イソピラザム  
プロシミドン  
フロニカミド  
ポリオキシシンド亜鉛塩

→厚生労働省及び担当の浅野委員から説明。

農薬「フロニカミド」及び「ポリオキシシンド亜鉛塩」については既

存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、食品安全委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

農薬「イソピラザム」及び「プロシミドン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことから、農薬第四専門調査会において審議することとなった。

- ・ 農薬及び動物用医薬品 1品目  
フェニトロチオン

→厚生労働省及び担当の浅野委員から説明。

農薬及び動物用医薬品「フェニトロチオン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことから、農薬第二専門調査会において審議することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目  
JPAo011株を利用して生産されたホスホリパーゼ

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「シンナムアルデヒド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬第四専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「シンナムアルデヒドは、農薬及び飼料添加物として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品及び薬剤耐性菌「マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件のうち薬剤耐性菌を介した影響については、「評価対象動

物用医薬品であるフルオロキノロン系抗菌性物質が、牛及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来食品を介して人がハザードにばく露され、人用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、リスクの程度は中等度であると考えられる。なお、薬剤耐性菌については、現時点では詳細な科学的知見や情報が必ずしも十分とは言えず、また、リスク評価の手法についても国際的にも十分確立されていないと考えられるため、国際機関における検討状況等を含め新たな科学的知見・情報の収集が必要である。」

との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

本件のうち製剤の安全性については、「マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。ただし、本製剤の使用に当たっては、マルボフロキサシンがフルオロキノロン系抗菌性物質であることから、薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価の結果に留意をする必要がある。」

との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「*Geobacillus stearothermophilus* TP7株を利用して生産されたプロテアーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「*Geobacillus stearothermophilus* TP7株を利用して生産されたプロテアーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性、アレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「*Geobacillus stearothermophilus* TP7株を利用して生産されたプロテアーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。